

2025年12月1日

ご投資家の皆様へ

大和アセットマネジメント株式会社

信用リスク集中回避のための投資制限にかかる対応実施のお知らせ

弊社が運用しております以下のファンドにおいて、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」に定める投資制限を超過した銘柄がございましたが、基準比率の範囲内となるよう調整を完了しましたので、お知らせいたします。

記

該当ファンド・

ドロッカー研究所米国株ファンド（資産成長型）

銘柄名	超過日	調整完了日
エヌビディア	2025年10月29日	2025年10月31日
アップル	2025年10月31日	2025年11月4日
アップル	2025年11月5日	2025年11月6日
アップル	2025年11月7日	2025年11月10日
アップル	2025年11月12日	2025年11月13日
アップル	2025年11月14日	2025年11月18日
アップル	2025年11月21日	2025年11月25日

以上

<ご参考>

一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」では、信用リスクの集中を回避するための投資制限として、投資信託財産の純資産総額に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」、「デリバティブ等エクスポージャー」の比率が、投資信託協会の定める基準比率を超えた場合は、基準比率の範囲内となるよう調整した後3ヶ月以内に、調整が完了した旨を開示するよう定めています。